

株式会社オー・エル・エム 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策法に基づき、仕事と子育ての両立に必要な雇用環境の整備を進める為、『一般事業主行動計画』を策定しました。

内容

当社では、社員が仕事と子育てを両立し、又、休暇を積極的に取得して、健康的かつ安心して仕事に取り組むことができる職場環境の整備を目指し、次のように行動計画を策定しました。

計画期間

平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日

計画内容

目標 1 制度の周知

産前産後休業、育児休業に関する制度を自社のホームページ及びグループボード上に掲載、又は書面にて配付し、管理職及び従業員に周知や情報提供を積極的に行う。

【対策】 周知すべき事項を書面にし、自社のホームページ及びグループボード上に掲示し、従業員へ制度の周知を深める。
該当者へ随時書面配布する。

目標 2 出産予定者への周知

出産予定者に、両立支援制度の内容を説明するとともに、該当者発生時に休業から復職までの必要書類を配布する。

【対策】 周知すべき事項を書面にし、自社のホームページ及びグループボード上に掲示し、従業員へ制度の周知を深める。
25 年 2 月～継続 該当者へ随時書面配布する。

目標 3 子育て支援休暇の導入

乳幼児健診受診日（原則として 4 日間）に休暇を与える。子育て支援休暇は男性社員、女性社員ともに取得可能。

【対策】 周知すべき事項を書面にし、自社のホームページ及びグループボード上に掲示し、従業員へ制度の周知を深める。
該当者へ随時書面配布する。25 年 4 月 導入

目標 4 年次有給休暇の取得の促進

年次有給休暇取得を促進するため、本人及び所属長へ休暇残日数一覧を定期的に提供し、部署ごとに計画的に休暇取得させる。

【対策】 年次有給休暇の残日数告知及び取得促進、定期的に告知
新年度有給休暇付与日数の告知
休暇の消化状況を定期的に確認し、告知

目標 5 第四土曜日の公休日化

【対策】 月一回の土曜日を休日とすることで、子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援し、雇用環境の改善を図る。
従業員に告知し、25 年 4 月より導入